

消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop
<http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net>

発行 2015. 3・31
No. 23

特定非営利活動法人 消費者ネットやまぐち



春色のなごやかな季節になりました・・・

2014 年の特殊詐欺被害額は、全国で 559 億円（暫定値）に及び、統計を取り始めた 2004 年以降最悪となりました。

なかでも 65 歳以上の高齢者が狙われたケースが 10,540 件で、未遂も含めた認知件数 13,371 件の 78.8% を占めました。
あらためて消費者力、そして地域での見守り力がとわれます。

1 春色の和やかな季節になりました。

一の坂川の桜が咲きはじめました。

春色って…

何色を想像しますか？

2 事業活動のふりかえり

3 消費者被害防止見守り センター養成研修会を開催して

4 夜間無料法律相談会の お知らせ

5 第6回通常総会の お知らせ

6 会員募集について



消費者被害防止見守りセンター
養成研修会

2014 年度の事業活動

①記念講演開催 「消費者市民社会ってなあに？」（5月） ～私たちにとっての消費者教育推進法～

消費者庁 消費生活情報課 米山眞梨子氏

- ・消費者教育推進法が平成 24 年に施行されました。その中の「消費者市民社会」というものはどんな社会なのか勉強しました。

②13 市と県内消費者団体（山口県消団連・山口県地消連・消費者ネットやまぐち）との 消費者行政充実のための意見交換会（8月～9月）

- ・テーマに沿って意見交換をしました。

- ①平成 25 年度の活性化基金活用の成果と平成 26 年度の
主な取り組み内容
- ②相談窓口体制について
- ③啓発活動における取り組み内容について
・消費者教育推進について
・高齢者の消費者被害防止対策について
・その他
- ④平成 26 年度以降の消費者行政施策と自主予算について
- ⑤県内消費者団体との連携について
- ⑥県に対する要望

- ・山口市・柳井市は、市長の参加がありました。

③ホームページ開設（生協連内）（9月）

④山口県と消費者団体による意見交換会に出席（10月）

- ・①13 市意見交換会報告 ②消費者団体間の連携
③県との連携 ④国の動向情報提供

⑤第1回無料法律相談会開催（鶴弁護士・佐伯弁護士）（10月）

⑥第2回無料法律相談会開催（中嶋弁護士・松田弁護士）（12月）

⑦消費者被害防止見守りセンター養成研修会 in 小郡（1月）

⑧消費者被害防止見守りセンター養成研修会 in 山口（2月）

⑨広報活動（消費者ネットニュース発行）



～参加者アンケートより

- 【私達が安心して暮らせる地域にするためには?】
 - ・隣近所で信頼関係を作る
 - ・向こう三軒両隣、地域、家庭、家族のつながりを密にする
 - ・講習会・研修会等への参加
 - ・いきいきサロンや地域の会合等で情報提供
 - ・出前講座の推進・利用
 - ・サポーターの養成
- 【研修の感想・意見】
 - ・知らない事もあり、大変勉強になった。
 - ・年2回位このような研修をしてほしい
 - ・見守りの高齢者の方々に注意喚起をしていきたい
 - ・ニュースなどで消費者被害のことは、知っていたが再認識できた。
 - ・契約のことがよくわかった
 - ・クーリング・オフ等のことがよくわかった。



消費者被害防止見守りサポーター

養成研修会

開催して・・・

長時間の講習にも関わらず参加者の方は、熱心に受講されました。

消費者被害防止に大切なのは、相談できる隣近所や見守りの声かけでした。いかに信頼関係を構築していくのかが大きな課題になると思われます。消費生活相談員や消費生活推進委員による出前講座があることなどがあり周知されていないようです。情報提供や情報発信の必要性、伝達方法が課題になるようです。

山口市消費者被害防止見守り サポーター養成研修会を開催しました！

★1月30日（金）小郡会場

（小郡ふれあいセンター）

参加者 114人

★2月4日（水）山口会場

（山口県総合保健会館）

参加者 116人

山口市消費生活センター所長 渡辺正次氏

- ・山口県の現状…山口県での消費者被害は、114件にも及び、昨年よりも1億円も被害総額が増加している
- ・高齢者の不安がある。（健康・孤独・お金）
- ・今後の3つの取り組み（気付く、見守る、導く）
 - ①自分自身が被害に遭うこともあるということを認識
 - ②地域の高齢者の方々に声かけ、見守り
 - ③関係機関につなげる
- ・消費生活センターの認知度を高める。
- ・消費生活相談員の増員

権利擁護センター“ほっとやまぐち”社会福祉士 吉木信行氏（1・30）
社会福祉士 池永泰典氏（2・4）

「高齢者に必要な支援について」

- ・認知症と成年後見制度」
- 認知症とは…アルツハイマー型、脳血栓型、レビー小体型、前頭側頭型消費者被害に結び付くこと…記憶（認知症と物忘れの違い）
- ・成年後見人制度により解決することができる事例がある。
- ・法定後見人制度…家庭裁判所で認定。
- ・任意後見人…自分で将来に備え決めるができる（公正役場）

山口県警察本部 防犯被害防止アドバイザー 河村宗治氏

「最近の消費者詐欺の手口と被害、被害防止について」

- ・特殊詐欺被害 559億円にのぼり、一時減少したが過去最高に
- ・誰でも良く手当たり次第に電話をしていく。過去の電話帳や名簿を参考。ゲーム感覚である。（アポイント電話）
- ・キーワード

レターパック、ゆうパックではお金を送る事は禁止されている
「携帯電話が変わった」最近は電話番号が変わる事はない
「絶対儲かる」使用してはいけない言葉である
還付金等は申告しないと返金されることはない

- ・留守電にしておく。返信しない。非通知、050には出ない。
不用意に相手の質問に答えない

全国消費生活相談員協会 消費生活相談員 中村久枝氏

「消費者被害の防止と見守り」

- ・消費者被害にかかったことがない？ 気付いて認識
- ・騙される心理…高齢者の不安（孤独・健康・お金）
- ・契約とは？口約束とは合意を意味することで有り、電話でも成立
- ・消費者を守るために法律（消費者契約法・特定商取引法など）
- ・クーリング・オフの説明
- ・見守りは、見守る側が消費者トラブルの判断が必要である



お知らせ！！

消費者トラブル 夜間無料法律相談会

~~~緊急情報~~~ 県内に不審電話が！

山口県内に不審電話と思われる電話が多数かかっています。

- ・市職員かたり還付金詐欺？
「還付金がある、手続きを」
- ・市役所保健課をかたる還付金詐欺？
「高額医療費の還付金がある今なら間に合う」
- ・警察官を名乗る特殊詐欺？
「個人情報が漏れ、あなたの名前もある」
- ・大手企業などをかたる複数の男からトラブル解決を装う特殊詐欺？
「あなたの奥さんの名義で2千万円の振込があったが、国税の調査に入る」

★いずれの事案も被害は、なかったようですが、還付金詐欺と思われる事案では、ATMの前で携帯電話をしながら操作している男性に気付いた周りの方が、金融機関に相談して被害を未然に防ぐことができました。このニュースで、あらためて消費者力や見守り力を身につけることの大切さを痛感したところです。

消費者被害が急増しています。「自分はだまされない、大丈夫」と考える方や、また一方で、無関心な方も多く、そういった方も被害に遭っているのが現実です。こうした消費者被害の救済支援の一環として夜間無料法律相談会を開催していきます。

消費者ネットやまぐちでは、昨年の10月・12月に2回の無料法律相談会を開催しました。その時の経験を活かし、当ネット会員の弁護士の方や消費生活相談員の方の協力のもと、4月より新たに、夜間無料法律相談会を開催することになりました。

今まで、無料法律相談に行きたいけれど、仕事の都合などで行くことをあきらめていた方々にも解決の糸口を提供できればと思います。

①開催日	毎月第2・第4火曜日
②時 間	18時～20時
③場 所	消費者ネットやまぐち事務所（生協連内） 山口市 後河原 210番地
④申込方法	電話・ファックス・メール ☎ 083-923-5614 fax 083-928-5416 ✉ syohisya.net@yamaguchi.coop



開催当日の正午まで、申込みを受け付けています。
(正午までに相談がない場合は開催しておりません。)

協力弁護士

鶴 義勝弁護士 松田弘子弁護士
佐伯奉文弁護士 中嶋善英弁護士

協力消費生活相談員

山田洋子 中村久枝 石村真奈美



見守り**気付きのポイント****★家を訪ねたとき～～****①来客がよくある**

(販売員、宅配業者)

②見慣れない商品がある**③開けていない段ボール箱
がある****④たくさんのダイレクト**メールや請求書等の郵便
物が届いている

高齢者自身や身の回りに上記のような変化が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれている恐れがあります。

東京法規出版「地域の見守りで高齢者被害を防ぎましょう」から引用


**特定非営利活動法人
消費者ネットやまぐち**

753-0083

山口市後河原 210 番地

電話番号:

083-923-5614

FAX 番号:

083-928-5416

電子メール:

syohisya.net@yamaguchi.coop

第 6 回 通常総会を開催します！！

爽やかな季節になりました。

消費者ネットやまぐちは、設立して 7 年目を迎えます。2014 年度の活動報告や 2015 年度活動計画などを審議採択する場所です。お忙しい季節ではありますが、ぜひ参加をお願い致します。

尚、消費者力アップセミナーの一環として、消費者被害の多い、金融トラブル等講演も予定しております。

日 時 2015 年 5 月 29 日 (金) 10:30~12:30

場 所 山口県総合保健会館 第 3 研修室

予定議案 ①-1 2014 年度活動報告、決算報告
2 監査報告

② 2015 年度活動計画及び予算案

③ 定款の一部変更の件

④ 議案決議効力発生の件

13:30~15:00

記念講演 <消費者力アップセミナー>

中国財務局による 「金融犯罪被害にあわないために」

会員を募集しています**消費者ネットやまぐちは、会員の会費で活動をしています**

団体正会員	入会金	2,000円
	年会費	一□ 10,000円
団体賛助会員	年会費	一□ 10,000円
個人正会員	入会金	1,000円
	年会費	一□ 2,000円
個人賛助会員	年会費	一□ 1,000円

申込みは、消費者ネットやまぐち事務所までご連絡下さい。口座や振込用紙をお届けいたします。

目的…ますます複雑化、多様化する消費者問題。高齢者を対象とした契約トラブルや手口が巧妙化した振込み詐欺等の被害があとを絶ちません。このような消費者問題に対処し、消費者の権利を実現することが求められます。そのために消費者の権利を守る事を行政に要望するだけでなく、自らが考え、活動することによって複雑化する消費者問題に対処し、住みよい地域社会を実現するため自主的な組織を目指し設立しました。そして、消費者に対して各種消費者被害の調査、情報提供、啓発活動、消費者相談を行い消費者の人権擁護及び消費者教育の推進に寄与することを目的としています。